

「高等学校教育活動助成事業」実施要領

(公財) 日本教育公務員弘済会福岡支部

1 目的

福岡県の高等学校において、意欲的、継続的に実施されている特色ある教育活動を対象に助成金を交付し、もって本県教育の振興を図ることを目的とする。

2 対象

福岡県の高等学校及び中等教育学校

3 助成金

1校当たり20万円以内

4 交付の手順等

- (1) 助成を希望する学校は「申請書」(様式1)を弘済会に提出する。
- (2) 助成校の選考については、弘済会の教育振興事業選考委員会で協議し支部長が決定する。
- (3) 弘済会は、当該学校長と協議し交付等の日時を決定する。

5 交付の方法等

- (1) 弘済会支部長又は調査役が学校に出向き、校長に交付する。
- (2) 交付の際、弘済会は全教職員を対象に弘済会の事業説明(20分程度)を行う。

6 教育活動終了後の報告

- (1) 助成校は教育活動終了後に「決算報告書」(様式2)及び「活動報告書」(様式3)を2月末日までに弘済会に提出する。
- (2) 「決算報告書」に領収書(コピー可)を添付し、「活動報告書」はA4版1枚程度とする。

7 その他

- (1) 助成校名や取組内容については、本会機関誌等に掲載することがある。
- (2) 助成を受けた学校は、同一年度に本会の学校図書充実事業及び教育実践論文に応募することができない。

問合せ先

(公財) 日本教育公務員弘済会 福岡支部

TEL 092 (751) 0895

担当 野田